

新宿ゴールデン街まちづくり協議会と これまでの検討経過について

令和4年2月17日
新宿ゴールデン街まちづくり協議会

(1) まちづくり協議会について …P3

(2) まちづくり指針について …P5

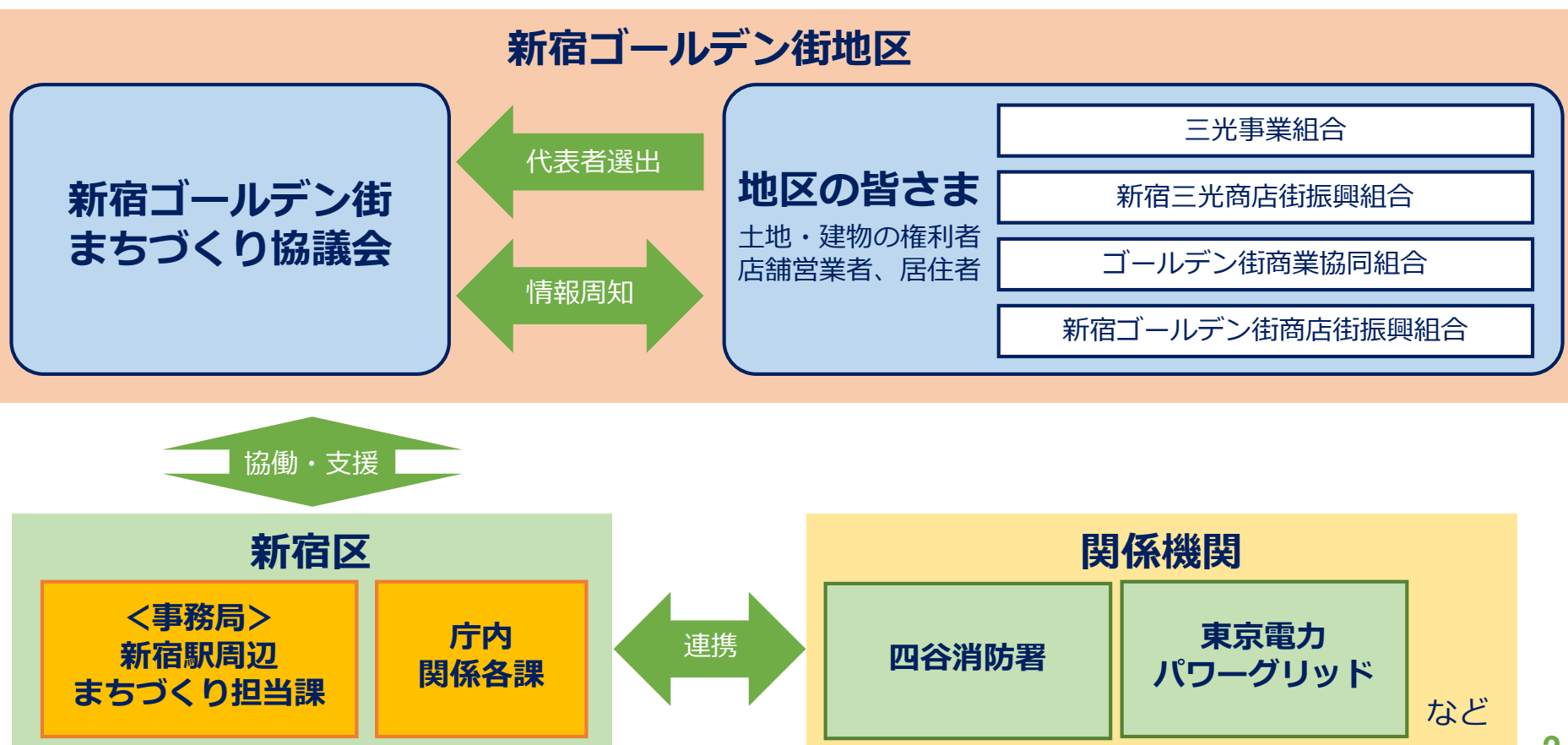
(3) まちづくりの方向性について …P7

- ・ 火災予防ルール

- ・ 建替えルール

設立経緯と組織体制

- 平成28(2016)年4月12日に発生した火災をきっかけに、平成29(2017)年1月16日に新宿ゴールデン街まちづくり協議会が設立されました。
- まちづくり協議会は、地区内を代表する4つの組合から選出された代表者を会員とし、本地区の魅力を活かしつつ、防災に配慮したまちづくりの検討とその実現に向けて取り組んでいます。



これまでの経過



平成29年
(2017年)
1月

① 設立 (第1回協議会)

↓ (第2～6回協議会)

平成30年
(2018年)
4月

② まちづくり指針 (協議会案) に関する報告会

↓

平成30年
(2018年)
7月

③ まちづくり指針の策定 (第7回協議会)

↓ (第8～10回協議会)

令和2年
(2020年)
11月

④ 火災予防ルール決定 (第11回協議会)

↓

令和3年
(2021年)
12月

⑤ 建替えルールの方向性のとりまとめ (第12回協議会)

↓

令和4年
(2022年)
2月

⑥ 建替えルールの方向性に関する説明会 (本日)

本日

まちの課題

防災上の危険性

- ◆建物の防災性が低い
- ◆内装材の不燃化が進まない
- ◆消防訓練の参加者が固定化している

新宿ゴールデン街らしい景観の維持

- ◆老朽化した建物の補修が必要である
- ◆不燃化改修のための費用が不足している

治安・マナーの悪化

- ◆路上駐輪やキャッチセールス、ポイ捨てが常態化している
- ◆四季の路は薄暗い雰囲気である

電気・通信環境の疲弊

- ◆輻輳した屋外配線が危険である
- ◆電力のアンペアが不足している
- ◆漏電や過電流が心配である

まちの多様な魅力の維持

- ◆風情ある路地空間を活かしたい
- ◆魅力あるまちなみを維持したい
- ◆まちぐるみの取り組みで魅力を向上していきたい

外国人観光客への対応

- ◆ルールを知ったうえで楽しんでもらう必要がある
- ◆オリンピック後も変わらず賑わうまちにしていける必要がある

まちの風情を守り、防災性を向上したまちへ

- まちづくり指針では、まちの将来像を「**まちの風情を守り、防災性を向上したまちへ**」とし、新宿ゴールデン街に合った**建て替え**や**改修**による**防災性の向上**と、**まちの風情の継承**を両立させる方法を検討し、独自のまちづくりに取り組んでいくこととしている。

■ まちづくりのテーマ

防災

ハード面・ソフト面の
両面から防災性を向上
させる

風情・文化

蓄積した独自文化を維
持しつつ時代の変化に
も対応する

営み

誰もが楽しめる懐の深
さと品格あるまちの雰
囲気をつくる

■ まちづくりの方向性

① 建物の不燃化
を進める

② 電気・通信環境
を改善する

③ 災害時の対応力
をさらに高める

① 魅力ある路地
空間を確保する

② 個性あるまちの
景観を保全する

③ まちの雰囲気
をまちぐるみで継承する

① 外国人観光客や
新規来街者の
おもてなしを考える

② まちぐるみで
環境を守る

新宿ゴールデン街地区



新宿ゴールデン街における主な課題

■ 防災性の向上

- ・ 老朽木造建物が密集し、火災時の延焼拡大に繋がる恐れがある。
- ・ 簡易な改修により、防災性を向上させる建替えや改修が進んでいない。

■ まちの風情の継承

- ・ 建替え時の壁面後退により、風情ある路地空間や現状の店舗面積が維持できない。

方向性①

店舗の入替えや改装等に合わせて
不燃化改修を促進する。

令和3（2021）年7月より火災予防ルールの運用開始

目的

- 新宿ゴールデン街地区内の**土地・建物を所有する方、居住・営業する方が協力・連携**して、**火災の予防・避難・延焼の防止**に取り組むことで、まちの将来像である「まちの風情を守り、防災性を向上したまち」を実現することを目的としている。

策定主体

- 三光事業組合 / ● 新宿三光商店街振興組合
- 花園街商業協同組合 / ● 新宿ゴールデン街商店街振興組合

策定・運用

- 令和2（2020）年11月10日：策定
- 令和3（2021）年7月1日：運用開始

ルール

- **自動火災報知設備や消火器**を設置
- 建物改修時に、不燃材料の使用やタコ足配線などについて**防火対策等**を実施

手続き

- 改修等の着手前：所定組合に「**改修計画届出書**」を提出
- 改修等の完了後：所定組合に「**改修完了届出書**」を提出

方向性②

**建替えを行う場合に、風情ある路地空間と
店舗面積を維持できるようにすることで、
建物を不燃化し、防災性の向上を図る。**

建替えルールの検討